

# 一般事業主行動計画

(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

◎一般事業主行動計画の計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

◎次世代育成支援対策の内容

行動計画策定指針の事項

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と

家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

- ① 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- ② 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ③ 従来、主として男性労働者が従事してきた職務に新たに女性労働者を積極的に配置するための検証や女性労働者に対する研修等職域拡大に関する取組
- ④ 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する所定外労働の制限
- ⑤ 小学校就学後のこどもを養育する労働者に対する短時間勤務制度
- ⑥ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① 時間外・休日労働の削減のための措置の実施
- ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

2. 1以外の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

◎一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概要

(1) 基礎項目の状況把握・分析の実施

(2) 男女の賃金の差異の状況把握の実施

令和6年1月1日～令和6年12月31日

◎達成しようとする目標及び取組内容の概況

1. 達成しようとする目標の内容

労働者に占める女性労働者の割合を30%以上にする

2. 女性の活躍推進に関する取組の内容として定めた事項

(1) 採用に関する事項

- ① 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
- ② 一般職等から総合職等への転換制度の積極的な運用

(2) 継続就業・職場風土に関する事項

短時間勤務制度・フレックスタイム制・在宅勤務・テレワーク等による柔軟な働き方の実現

(3) 長時間労働の是正に関する事項

労働者間の助け合いの好事例発表・評価等による互いに助け合う職場風土の醸成

(4) 配置・育成・教育訓練に関する事項／評価・登用に関する事項

従来、男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与

(5) 多様なキャリアコースに関する事項

採用時の雇用管理区分にとらわれない活躍に向けたコース別雇用管理の見直し